

特定施設を設置する事業者の皆様へ

お知らせ

平成 23 年 4 月 1 日から

水質汚濁防止法が改正されました

水質汚濁防止法の一部が改正され、平成 23 年 4 月 1 日から施行されています。特定事業場*を設置している事業者の方は、下記の改正点に十分にご留意いただき、河川等の公共用水域の水質の汚濁防止にご協力願います。

*「特定事業場」とは、水質汚濁防止法に基づく汚水又は廃液を排出する洗浄施設やし尿処理施設等（特定施設と呼んでいます）を設置する事業場のことです。

主な改正点

○排出水の測定結果の未記録等に対する罰則の創設

これまでも特定事業場の排出水の汚染状態について測定の義務がありましたが、測定結果の未記録等への罰則はありませんでした。今回の改正により測定結果の未記録、虚偽の記録又は記録の未保存に対して、罰則がかかることになりました^{※1}。また、測定の項目や頻度についても明確化され、排水基準が定められている項目のうち、届出書に記載されている項目を年 1 回以上の頻度^{※2}で測定することになりました。（法第 14 条第 1 項及び第 2 項、同施行規則第 9 条）

※1 30 万円以下の罰金（法第 33 条第 3 項）

※2 旅館業（温泉を利用するものに限る）に属する特定事業場は、一部の項目（銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量等）については 3 年に 1 回以上の頻度で測定

○事故時の措置の対象の追加

これまでも事故により、有害物質^{※3}や油を含む水を河川等に排出した場合には、特定事業場の設置者及び貯油事業場等設置者は応急措置の実施や事故状況を大阪府へ届け出る義務がありましたが、この「事故時の措置」の対象項目に有害物質以外の規制対象項目^{※4}や指定物質^{※5}が追加されました。（法第 14 条の 2 第 1 項及び第 2 項）

○事業者による自主的な公害防止の取組みの促進

事業者は、事業活動に伴う汚水等の排出状況の把握等、水質汚濁の防止に必要な措置を講ずるようにならなければならないとされました。（法第 14 条の 4）

問い合わせ

茨木市産業環境部環境保全課
住所：〒567 - 8505
茨木市駅前三丁目8番13号
TEL：(072)620 - 1646
FAX：(072)627 - 0289

※3 有害物質

1 カドミウム及びその化合物	7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	19 テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム)
2 シアン化合物	8 ボリ塩化ビフェニル	20 ニークロロ-四・六-ビス (エチルアミノ) -s-トリアジン (別名シマジン)
3 有機燐化合物 (ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト (別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト (別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト (別名メチルジメトン) 及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト (別名E P N) に限る。)	9 トリクロロエチレン	21 S-四-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート (別名チオベンカルプ)
4 鉛及びその化合物	10 テトラクロロエチレン	22 ベンゼン
5 六価クロム化合物	11 ジクロメタン	23 セレン及びその化合物
6 砒素及びその化合物	12 四塩化炭素	24 ほう素及びその化合物
	13 一・二-ジクロロエタン	25 ふっ素及びその化合物
	14 一・一-ジクロロエチレン	26 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
	15 シス-一・二-ジクロロエチレン	
	16 一・一-トリクロロエタン	
	17 一・一・二-トリクロロエタン	
	18 一・三-ジクロロプロペン	

※4 有害物質以外の規制対象項目

1 水素イオン濃度	5 ノルマルヘキサン抽出物含有量	8 亜鉛含有量	12 大腸菌群数
2 生物化学的酸素要求量	6 フェノール類含有量	9 溶解性鉄含有量	13 窒素含有量
3 化学的酸素要求量	7 銅含有量	10 溶解性マンガン含有量	14 りん含有量
4 浮遊物質		11 クロム含有量	

※5 指定物質

1 ホルムアルデヒド	24 クロルピクリン	36 チオりん酸O・O-ジメチル-O- (三-メチル-四-ニトロフェニル) (別名フェニトロチオン又はME P)	43 フタル酸ビス (二-エチルヘキシル)
2 ヒドラジン	25 りん酸ジメチル=二・二-ジクロロピニル (別名ジクロロボス又はDDVP)	37 チオりん酸S-ベンジル-O・O-ジイソプロピル (別名イプロベンホス又はI B P)	44 エチル= (Z) -三-[N-ベンジル-N-[[メチル(一-メチルチオエチリデンアミノ)オキシカルボニル]アミノ]プロピオナート (別名アラニカルプ)
3 ヒドロキシルアミン	26 ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト (別名オキシデプロホス又はESP)	38 一・三-ジチオラン-二-イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名イソプロチオラン)	45 一・二・四・五・六・七・八・八-オクタクロロ-二・三・三a・四・七・七a-ヘキサヒドロ-四・七-メタノ-一-H-インデン (別名クロルデン)
4 過酸化水素	27 一・四-ジオキサン	39 チオりん酸O・O-ジエチル-O- (二-イソプロピル-六-メチル-四-ピリミジニル) (別名ダイアジノン)	46 臭素
5 塩化水素	28 トルエン	40 チオりん酸O・O-ジエチル-O- (五-フェニル-三-イソオキサゾリル) (別名イソキサチオン)	47 アルミニウム及びその化合物
6 水酸化ナトリウム	29 エピクロロヒドリン	41 四-ニトロフェニル-二・四・六-トリクロロフェニルエーテル (別名クロルニトロフェン又はCNP)	48 ニッケル及びその化合物
7 アクリロニトリル	30 ステレン	42 チオりん酸O・O-ジエチル-O- (三・五・六-トリクロロ-二-ピリジル) (別名クロルピリホス)	49 モリブデン及びその化合物
8 水酸化カリウム	31 キシレン		50 アンチモン及びその化合物
9 塩化ビニルモノマー	32 パラ-ジクロロベンゼン		51 塩素酸及びその塩
10 アクリルアミド	33 N-メチルカルバミン酸二-セカンダリーブチルフェニル (別名フェノブカルプ又はBPMC)		52 臭素酸及びその塩
11 アクリル酸	34 三・五-ジクロロ-N-(一・一-ジメチル-二-プロピニル) ベンズアミド (別名プロピザミド)		
12 次亜塩素酸ナトリウム	35 テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又はTPN)		
13 二酸化炭素			
14 酢酸エチル			
15 メチル-ターシャリーブチルエーテル (別名MTBE)			
16 トランス-一・二-ジクロロエチレン			
17 硫酸			
18 ホスゲン			
19 一・二-ジクロロプロパン			
20 クロルスルホン酸			
21 塩化チオニル			
22 クロホルム			
23 硫酸ジメチル			